参考資料

○申請・届出窓口一覧及び併設居宅サービスの新規指定申請スケジュール⇒2、3ページをご確認ください。

○関連施策の参考資料

特別養護老人ホームの建設にあたっては、施設整備担当への補助協議以外の調整・協議も必要となります。つきましては、下記資料を参考として、漏れのないように各自手続きを進めてください。

• 東京都福祉のまちづくり条例への対応について

「東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル(令和5年10月1日施行)」

https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kiban/machizukuri/manual05.html

• 緑化計画制度及び開発許可制度について

自然保護条例による緑化計画書及び開発許可制度については、以下のホームページを参照してください。 緑化計画と屋上緑化

https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/nature/green/plan_system/index.html

条例による開発許可制度について

https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/nature/natural_environment/develop_regulation.html

建築物のバリアフリー化をすすめるために

https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/bunyabetsu/machizukuri/bfree/

東京都建築物環境計画書制度のあらまし

https://www7.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/building/doc/b_leflet_2020.pdf

〇福祉医療機構貸付関係資料

• 独立行政法人 福祉医療機構(福祉貸付事業)

https://www.wam.go.jp/hp/cat/fukusikasituke/

• 公益財団法人 東京都福祉保健財団(独立行政法人福祉医療機構借入金利子補給事業)

http://www.fukushizaidan.jp/306shikin/fukushiiryou.html

○その他

高齢者虐待防止と権利擁護

https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/zaishien/gyakutai/index.html

• 受動喫煙防止対策

https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kensui/tokyo/kangaekata_public.html 施設管理者向けハンドブック

https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kensui/kitsuen/leaflet/shisetsukanrihandbook.files/shisetsukanrisyahandbook.pdf

申請•届出窓口一覧

1つの事業について、老人福祉法上の手続き及び介護保険法上の手続きの<u>2種類の手続きが必要</u>です。また、事業内容等によって書類の<u>提出先が異なります</u>ので注意してください。

1 老人福祉法上の手続きについて

事 業 内 容 等	提 出 書 類	提出期限	提出・問い合わせ先	
特別養護老人ホーム	特別養護老人ホーム 設置届又は認可申請書	事業開始予定月の 前々月の末日	施設支援課施設整備担 当 (ケアハウスについて、補	
ケアハウス	軽費老人ホーム	削べ月の木口	助を受けない場合は施設 運営担当)	
都市型軽費老人ホーム	設置届又は許可申請書	各区市の都市型軽費老人ホーム担 当者様にお問い合わせください	各区市の都市型軽費老人ホーム担当	
老人短期入所事業	•老人居宅生活支援事業開始届		(公財)東京都福祉保健 財団事業者支援部事 業者指定室	
七八 拉别八川 争未	•老人短期入所施設設置届	事業開始予定月の 前々月の末日		
老人デイサービスセンター (デイサービス)	老人デイサービスセンター設置届	※4月1日開始予		
老人居宅介護等事業 (ホームヘルプサービス)		定の場合、2月1日		
認知症対応型老人共同生活援助事業	老人居宅生活支援事業開始届	~末日		
(認知症高齢者グループホーム)				

2 介護保険法上の手続きについて

2 介護保険法上の手続きについく												
事	人	容	等	提	出	書	類	提	出	期	限	提出・問い合わせ先
施設 サービス	介護老 (特別養				指定申	= 注章		事業制			月の	施設支援課施設整備担当
居宅介護 サービス	通 (ディ 訪 (ヘルパ-	ートスラ 所介語 (サービ i問介語	テイ) 隻 ・ス) 隻 ーション)	※サー て指定 る資料 で、詳 先に問	ビス <i>0</i> 申請i が異な 細につ)種別 書に添 いて(によっ 付す すの t提出	事業 前々。	月の	末日		(公財)東京都福祉保健 財団事業者支援部事 業者指定室
	特定施設. (ケアハウ 指定を受し	ス等で	あって、					定の対		、2月	1日	老人福祉法上の提出・ 問い合わせ先と同じ

- 〇地域密着型サービスに係る介護保険法上の手続きは、区市町村担当課に問い合わせください。
 - ·小規模多機能型居宅介護·小規模(29人以下)特別養護老人ホーム·小規模(29人以下)特定施設入居者生活介護
 - ・認知症高齢者グループホーム・認知症対応型デイサービスセンター・夜間対応型訪問介護
- ・地域密着型介護予防サービス

3 連絡先

部	署 名	電話
施設支援課	施設整備担当	03-5320-4265又は 03-5000-7566
	施設運営担当	03-5320-4264
(公財)東京都福祉保健財 団	事業者支援部 事業者指定室	03-3344-8517

居宅介護サービスの新規指定申請スケジュール

	事項	期日	備 考
1	新規指定前研修 申し込み	指定月4ヶ月前末日まで	(申込方法) 電子申請
2	Gbiz ID 登記情報提供 サービス準備 ※電子申請に必要 な手続	<u>法人設立後速やかに</u> <u>(登録には2週間程度必要)</u>	 ※登録には法人設立が必須です (Gbiz) デジタル庁 HP: https://gbiz-id.go.jp/top/ (登記情報提供サービス) 一般社団法人民事 法務協会 HP: https://www1.touki.or.jp/gateway.html
3	新規指定前研修 受講	実 施 原則として指定月3ヶ月前の 15日頃	(内容) (1) 事業実施の上で必要な関係法令等 (2) 新規指定申請書等の記入方法等 (3) 変更届・加算届の記入方法等 (4) 情報公表・利用者負担軽減事業 (5) 労働基準法の概要及び諸手続き (6) 福祉サービス第三者評価
4	指定申請	【電子申請】 指定月2ヶ月前15日(<u>必着</u>) までに申請フォームに提出 「郵送】 指定月2ヶ月前15日頃までに申請書等を提出 (補正完了期限(厳守)・2ヶ月前末日)	電子申請・届出システムでの届出が原則 https://www.kaigokensaku.mhiw.go.jp/shinsei/ (郵送での申請先) 東京都福祉保健財団介護事業者指定室 電話 03-3344-8517
5	指定前実地調査 申請内容の確認	指定月前月 (必要に応じて実施)	指定申請書等、提出された書類の内容 を、財団職員が開設予定場所に行き、 確認いたします。 (必要に応じて実施、事前に連絡)
6	指定通知書発送	指定前月末日までに送達	東京都福祉局高齢者施策推進部 介護保険課介護事業者担当より郵送

(参考) 開設予定事業所の申請スケジュール(〇〇年1月1日指定の場合)

